

大阪市保健所規則

(所管)

第1条 大阪市保健所（以下「保健所」という。）は、健康局の所管とする。

(所長等)

第2条 保健所に所長を置く。

- 2 保健所に副所長を置くことがある。
- 3 所長は、医師の資格がある本市職員のうちから、副所長は、本市職員のうちから、市長が命ずる。
- 4 所長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 5 副所長は所長を補佐し、保健所の事務を整理し、所属員を指揮監督する。
- 6 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、あらかじめ所長が定める職員が所長の職務を行う。

(内部組織等)

第3条 保健所に次の課を置く。

管 理 課

保健医療対策課

感染症対策課

環境衛生監視課

食品衛生監視課

- 2 保健所に大阪市北部生活衛生監視事務所、大阪市西部生活衛生監視事務所、大阪市東部生活衛生監視事務所、大阪市南東部生活衛生監視事務所及び大阪市南西部生活衛生監視事務所（以下「生活衛生監視事務所」という。）を置く。
- 3 管理課に大阪市保健衛生検査所及び大阪市放射線技術検査所を置く。

(事務分掌)

第4条 生活衛生監視事務所を除く保健所の事務分掌は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 保健福祉センターにおける事業の調整及び技術的支援に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (2) 母子保健法、健康増進法その他保健関係法令に基づく地域保健対策に関すること
- (3) 地域保健に関する広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (4) 公害健康被害の補償等に関する法律及び石綿による健康被害の救済に関する法律に係る連絡調整に関すること
- (5) 栄養の改善、指導及び調査、食育並びに関係団体の指導育成に関すること
- (6) 公害健康被害認定審査会及び公害診療報酬審査委員会に関すること
- (7) 他の課の主管に属しないこと

保健衛生検査所

- (1) 保健衛生検査業務に関すること

放射線技術検査所

- (1) 放射線業務に関すること

保健医療対策課

- (1) 保健福祉センターにおける保健医療対策事業の調整及び技術的支援に関すること
- (2) 地域保健に関する広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業（保健医療対策に係るものに限る。）に関すること
- (3) 医療法その他医務関係法令に関すること及び病院、診療所等の指導に関すること
- (4) 保健衛生情報のシステム化に係る企画及び調整に関すること
- (5) 保健衛生事業に関する調査研究及び保健情報の企画調整等に関すること

感染症対策課

- (1) 保健福祉センターにおける感染症対策事業の調整及び技術的支援に関すること
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づく地域保健対策に関すること
- (3) 地域保健に関する広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業（感染症対策に係るものに限る。）に関すること
- (4) 感染症予防、予防接種及び保菌者検索その他疾病予防等に関すること
- (5) 感染症診査協議会、予防接種健康被害調査委員会、感染症発生動向調査委員会、エイズ対策評価委員会及び結核対策評価委員会に関すること

環境衛生監視課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、化製場等に関する法律、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、浄化槽法、国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法その他環境衛生関係法令に基づく営業許可、届出、監視指導等に関すること。ただし、生活衛生監視事務所の所管に属するものを除く。

食品衛生監視課

- (1) 食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律その他食品衛生関係法令に基づく監視指導等に関すること。ただし、生活衛生監視事務所、食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び中央卸売市場東部市場食品衛生検査所の所管に属するものを除く。
- 2 生活衛生監視事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

生活衛生監視事務所

- (1) 理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づく確認及び監視指導に関すること
- (2) 食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第89号）による改正前の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例に基づく営業許可、監視指導等（大量調理施設を除く調理施設、小規模食品製造施設、食品等販売施設及び認定小規模食鳥処理場に係るものに限る。）に関すること。ただし、食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び中央卸売市場東部市場食品衛生検査所の所管に属するものを除く。
- (3) 水道法（簡易専用水道に係るものに限る。）及び大阪府遊泳場条例に基づく届出、監視指導等に関すること
- (4) 狂犬病の予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。ただし、動物の搬送を伴うものは広域的に実施するものに限る。
- (5) 環境衛生関係団体及び食品衛生関係団体の指導育成に関すること
- (6) その他環境衛生及び食品衛生に関すること

（職の設置等）

第5条 課に課長を置く。

- 2 保健所に北部保健医療監、西部保健医療監、東部保健医療監、南部保健医療監、感染症対策担当医務監、感染症対策調整担当部長、生活環境担当部長及び生活衛生監視事務所長、管理課に保健衛生検査所長及び放射線技術検査所長を置く。

- 3 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、健康局長が定める事務を所管する。
- 4 保健医療監は、保健及び医務に関する専門的、技術的事項を所管する。
- 5 感染症対策担当医務監は、感染症対策に係る保健及び医務に関する専門的、技術的事項を所管する。
- 6 第2項に定めるもののほか、別表第1に定めるところにより、保健所に担当課長を置く。
- 7 第2項及び前項に定めるもののほか、別表第2に定めるところにより、保健所に担当医務主幹を置く。
- 8 第1項、第2項及び前2項に定めるもののほか、保健所に医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保健副主幹、課に課長代理、担当課長代理、副参事、担当係長、主査又は医長、保健衛生検査所及び放射線技術検査所に担当係長を置くことがある。
- 9 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。
- 10 担当課長、担当医務主幹及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、健康局長が定める事務を専管する。
- 11 保健医療監、担当医務監、担当部長、課長、生活衛生監視事務所長、保健衛生検査所長、放射線技術検査所長、担当課長、担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 12 保健医療監、担当医務監、担当部長、課長、担当課長、担当医務主幹、生活衛生監視事務所長、医務主幹、保健主幹、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、保健衛生検査所長、放射線技術検査所長、主査及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 13 医務主幹、保健主幹、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長の事務分担は、健康局長が定める。
- 14 担当係長、主査及び医長以上を除く所属員の配置及び事務分担は、別に定めるものを除くほか、所長が定める。

(分室)

第6条 健康局長は、市長の承認を受けて、保健所の分室を設けることができる。

(委任)

第7条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下この項において「法」

という。)の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。

- (1) 法第8条第1項の規定により施術者に対して必要な指示をすること
- (2) 法第9条の2から第9条の4までの規定による届出を受け付けること
- (3) 法第10条第1項の規定により報告を求め、又は職員に施術所に臨検し、検査させること
- (4) 法第11条第2項の規定により施術所の全部又は一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備の改善若しくは衛生上の措置を命ずること

2 医療法（以下この項において「法」という。）等の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。

- (1) 法第5条第2項の規定により報告を求め、又は診療録、助産録その他の帳簿書類の提出を命ずること
- (2) 法第6条の8第1項の規定により報告を求め、又は職員に広告を行った者の事務所に立ち入り、検査させること
- (3) 法第6条の8第2項の規定により広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずること
- (4) 法第7条第1項から第3項まで、第12条第1項ただし書若しくは第2項又は第18条ただし書の規定による許可を行うこと
- (5) 地方自治法施行令第174条の35第3項の規定により読み替えられた法第7条第1項後段、第2項本文又は第3項後段の規定により大阪府知事に協議し、同意を求めること
- (6) 法第8条、第8条の2第2項、第9条又は第15条第3項の規定による届出を受け付けること
- (7) 医療法施行令（以下この項において「令」という。）第1項の規定により読み替えられた法第18条ただし書の規定による通知を受けること
- (8) 法第23条の2（令第1条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は申し出ること
- (9) 法第24条第1項（令第1条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により病院、診療所若しくは助産所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備の修繕若しくは改築を命じ、又は申し出ること
- (10) 法第25条第1項の規定により報告を求め、又は職員に病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、検査させること
- (11) 法第25条第2項の規定により診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずること
- (12) 法第27条の規定により検査し、許可証を交付すること

- (13) 法第27条の2第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令及び同条第3項の規定による公表を行うこと
 - (14) 法第28条（令第1条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により病院、診療所又は助産所の管理者の変更を命じ、又は申し出ること
 - (15) 法第29条第1項の規定により病院、診療所又は助産所の開設の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること
 - (16) 法第29条第2項の規定により病院、診療所又は助産所の変更の許可を取り消すこと
 - (17) 法第30条の規定により弁明の機会を付与すること
 - (18) 地方自治法施行令第174条の35第3項の規定により読み替えられた令第3条の3若しくは第4条第2項又は令第4条第1項若しくは第3項若しくは第4条の2の規定による届出を受け付けること
 - (19) 地方自治法施行令第174条の35第3項の規定により読み替えられた令第3条の3後段若しくは第4条第2項後段又は令第4条の4の規定による通知を行うこと
- 3 死体解剖保存法第19条第1項の規定による許可に関する事務は、所長に委任する。
- 4 歯科技工士法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。
- (1) 法第21条の規定による届出を受け付けること
 - (2) 法第24条の規定により歯科技工所の構造設備の改善を命ずること
 - (3) 法第25条の規定により歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止すること
 - (4) 法第27条第1項の規定により報告を求め、又は職員に歯科技工所に立ち入り、検査させること
- 5 水道法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。
- (1) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項又は第24条の3第2項の規定による届出を受け付けること
 - (2) 法第36条第1項又は第3項の規定による指示をすること
 - (3) 法第39条第2項又は第3項の規定により報告を求め、又は職員に水道の工事現場、簡易専用水道の用に供する施設のある場所等に立ち入り、検査させること
- 6 臨床検査技師等に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。
- (1) 法第20条の3第1項の規定による登録を行うこと

- (2) 法第20条の4第1項の規定による登録の変更を行い、又は同条第3項若しくは第4項の規定による届出を受け付けること
- (3) 法第20条の5第1項の規定により報告を求め、又は職員に衛生検査所に立ち入り、検査させること
- (4) 法第20条の6の規定により衛生検査所の開設者に対して必要な指示を行うこと
- (5) 法第20条の7の規定により衛生検査所の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

7 柔道整復師法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。

- (1) 法第18条第1項の規定により柔道整復師に対して必要な指示を行うこと
- (2) 法第19条の規定による届出を受け付けること
- (3) 法第21条の規定により報告を求め、又は職員に施術所に立ち入り、検査させること
- (4) 法第22条の規定により施術所の全部又は一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備の改善若しくは衛生上の措置を命ずること

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。

- (1) 法第11条第1項の規定により報告を求め、又は職員に特定建築物に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること
- (2) 法第13条第2項の規定により必要な説明又は資料の提出を求めること

9 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条第1項の規定により報告を求め、又は家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、検査させ、関係者に質問させ、若しくは当該家庭用品を収去させる事務は、所長に委任する。

10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。

- (1) 法第15条第1項又は第15条の2第1項の規定により職員に質問させ、又は必要な調査をさせること
- (2) 法第17条第1項若しくは第2項又は第45条第1項若しくは第2項の規定により健康診断の勧告を行い、又は職員に健康診断を行わせること
- (3) 法第18条第1項の規定による通知又は同条第4項の規定による確認を行うこと
- (4) 法第21条（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は法第47条の規定により入院する患者を移送すること

- (5) 法第22条第1項（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第48条第1項の規定により退院の措置を採り、又は法第22条第4項（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第48条第4項の規定による確認をすること
- (6) 法第24条の2第1項（法第26条第1項若しくは第2項又は第49条の2において準用する場合を含む。）の規定により苦情の申出を受け付け、法第24条の2第2項の規定により職員に聴取させ、又は同条第3項の規定により処理の結果を苦情の申出をした者に通知すること
- (7) 法第27条第1項の規定により消毒を命じ、又は同条第2項の規定により職員に消毒させること
- (8) 法第28条第1項の規定によりねずみ族及び昆虫等の駆除を命じ、又は同条第2項の規定により職員に駆除させること
- (9) 法第29条第1項の規定により感染症の発生の予防若しくはまん延の防止のために必要な措置を命じ、又は同条第2項の規定により職員に必要な措置を採らせること
- (10) 法第30条第1項の規定により死体の移動を制限し、若しくは禁止し、又は同条第2項の規定により埋葬を許可すること
- (11) 法第31条第1項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すること
- (12) 法第32条第1項の規定により建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は同条第2項の規定により建物の封鎖その他感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずること
- (13) 法第33条の規定により交通を制限し、又は遮断すること
- (14) 法第35条第1項の規定により職員に病原体に汚染された場所等に立ち入り、関係者に質問し、又は調査させること
- (15) 法第36条第1項の規定による通知、同条第2項の規定による書面の交付又は同条第4項の規定による掲示を行うこと
- (16) 法第44条の3第1項若しくは第2項又は第50条の2第1項若しくは第2項の規定により報告又は協力を求めること
- (17) 法第50条第1項の規定による措置を実施する場合における第7号から第15号までに掲げる事務
- (18) 法第53条の2第3項の規定による健康診断を実施すること
- (19) 法第53条の10の規定による通知を行うこと
- (20) 第1号から第16号までに定める法の規定が法第7条第1項の規定に基づく政令によつて準用される場合（同条第2項の政令により同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。）

又は法第53条第1項の規定に基づく政令によつて適用される場合（同条第2項の政令により同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。）における当該各号に掲げる事務

11 食品表示法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるもの（中央卸売市場の本場、東部市場及び南港市場並びに消費者センターにおける事務のうち別に定めるものを除く。）は、所長に委任する。ただし、緊急の必要がある場合には、市長がこれを行うことがある。

- (1) 法第6条第1項又は第3項の規定による指示をすること
- (2) 法第6条第5項又は第8項の規定による措置を命ずること
- (3) 法第8条第1項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事務所等に立ち入り、検査させ、関係者に質問させ、若しくは食品若しくはその原材料を収去させること
- (4) 法第10条の2第1項の規定による届出を受け付けること
- (5) 法第12条第1項又は第2項の規定による申出を受け付けること
- (6) 法第12条第3項の規定による調査を行うこと
- (7) 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第5条第2項又は第3項の規定による届出を受け付けること

12 住宅宿泊事業法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。

- (1) 法第17条第1項の規定により住宅宿泊事業者の業務（法第6条及び第14条の規定による業務を除く。）に関し報告を求め、又は職員に届出住宅等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること
- (2) 法第45条第2項の規定により住宅宿泊管理業者の業務（法第36条において準用する法第6条の規定による業務を除く。）に関し報告を求め、又は職員に営業所等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること

13 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるもの（中央卸売市場の本場及び東部市場における第2号及び第3号に掲げる事務並びに南港市場における事務を除く。）は、所長に委任する。ただし、緊急の必要がある場合には、市長がこれを行うことがある。

- (1) 法第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること
- (2) 法第17条第4項の規定により適合施設が認定要件に適合していることを確認すること
- (3) 法第38条第2項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち

入り、調査させ、若しくは関係者に質問させること

14 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第89号）による改正前の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものは、所長に委任する。ただし、緊急の必要がある場合には、市長がこれを行うことがある。

(1) 旧条例第21条第1項の規定により必要な措置を採るべきことを命ずること

(2) 旧条例第25条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に営業施設等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること

15 医療法等の規定に基づく事務で大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条の規定により本市が処理することとされているものは、所長に委任する。

16 大阪府遊泳場条例第17条第1項の規定により報告を求め、又は職員に遊泳場に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させる事務は、所長に委任する。

（専決）

第8条 所長は、予防接種法第5条第1項及び第6条第1項の規定による予防接種の実施に関する事務を専決することができる。

2 所長は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを専決することができる。

(1) 法第4条第1項の規定により疾病が大気汚染の影響である旨の認定を行うこと

(2) 法第5条第1項の規定により死亡した者が前号の認定を受けることができる者であった旨の決定を行うこと

(3) 法第7条第2項の規定により有効期間を定めること

(4) 法第8条第2項の規定により指定疾病に係る認定を更新すること

(5) 法第9条の規定により指定疾病に係る認定を取り消すこと

(6) 法第15条第1項の規定により不正利得の徴収を行うこと

(7) 法第19条第1項の規定により療養の給付を行うこと

(8) 法第24条第1項又は第2項の規定により療養費を支給すること

(9) 法第25条第1項の規定により障害補償費を支給すること

(10) 法第28条第1項の規定により診査を受けるべきことを命ずること

(11) 法第28条第2項又は第4項の規定により障害補償費の額を改定し、又はその支給を打ち切ること

- (12) 法第28条第7項の規定により障害補償費の支給を一時差し止めること
- (13) 法第29条第1項又は第2項の規定により遺族補償費を支給すること
- (14) 法第35条第1項又は第3項の規定により遺族補償一時金を支給すること
- (15) 法第39条第1項の規定により児童補償手当を支給すること
- (16) 法第40条第1項の規定により療養手当を支給すること
- (17) 法第41条第1項の規定により葬祭料を支給すること
- (18) 法第42条の規定により補償給付の支給を制限すること
- (19) 法第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求めること
- (20) 法第137条の規定により医師の診断を受けるべきことを命ずること
- (21) 法第138条の規定により補償給付を一時差し止めること
- (22) 法第139条第1項の規定により出頭を求め、又は職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、質問させ、若しくは検査させること
- (23) 法第139条第4項の規定により診療報酬の支払を一時差し止めること
- (24) 法第140条第1項の規定により報告若しくは物件の提示を求め、又は職員に質問させること

3 所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この項において「法」という。)の規定に基づく事務で次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 法第19条第1項、第3項若しくは第5項(これらの規定を法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、法第20条第1項から第3項まで(これらの規定を法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)若しくは法第46条第1項から第3項までの規定により、入院を勧告し、若しくは入院若しくは転院の措置を行い、又は法第20条第4項(法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)若しくは法第46条第4項の規定により入院期間の延長を行うこと
- (2) 法第37条第1項、第37条の2第1項又は第42条第1項の規定により医療費の負担又は療養費の支給を決定すること
- (3) 法第38条の規定により指定医療機関の指定若しくは指定の取消しを行い、又は指定医療機関を指導すること
- (4) 前3号に定める法の規定が法第7条第1項の規定に基づく政令によつて準用される場合(同条第2項の政令により同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。)又は法第53条第1項の規定に基づく政令によつて適用される場合(同条第2項の政令により同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。)における当該各号に掲げる事務

4 所長は、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下この項において「法」という。)又

は難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 法第5条第1項の規定により指定医療機関の指定を行うこと
- (2) 法第5条第1項の規定により特定医療費を支給すること
- (3) 法第7条第1項の規定により支給認定を行うこと
- (4) 法第7条第2項の規定により支給認定をしないことに関し審査を求めること
- (5) 法第7条第3項の規定により指定医療機関を定めること
- (6) 法第7条第7項の規定により指定特定医療に要した費用を支払うこと
- (7) 法第10条第2項の規定により支給認定の変更の認定を行うこと
- (8) 法第11条第1項の規定により支給認定を取り消すこと
- (9) 法第18条の規定により指定医療機関を指導すること
- (10) 法第19条の規定による届出を受け付けること
- (11) 法第21条第1項の規定により報告若しくは物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは検査させること
- (12) 法第21条第4項の規定により特定医療費の支払を一時差し止めること
- (13) 法第22条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による公表、同条第3項の規定による命令及び同条第4項による公示を行うこと
- (14) 法第23条の規定により指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること
- (15) 法第24条の規定による公示を行うこと
- (16) 法第34条第1項及び第2項に定めるところにより不正利得の徴収を行うこと
- (17) 法第35条第1項の規定により報告若しくは物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること
- (18) 法第37条の規定により文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は報告を求めること
- (19) 規則第13条第1項の規定による届出を受け付けること
- (20) 規則第15条第1項第1号ロ及び第2号の研修を行うこと
- (21) 規則第15条第1項の規定により指定医の指定を行うこと
- (22) 規則第17条第1項ただし書の規定によりやむを得ない理由が存すると認めること
- (23) 規則第19条の規定による届出を受け付けること
- (24) 規則第20条第2項、第3項又は第4項の規定により指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること

- (25) 規則第21条の規定による公表を行うこと
 - (26) 規則第26条の規定により医療受給者証の交付を行うこと
 - (27) 規則第43条の規定による届出を受け付けること
 - (28) 規則第44条の規定による申出を受け付けること
- 5 所長は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定による適合施設の認定に関する事務（南港市場における事務を除く。）を専決することができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか、所長は、次に掲げる事務を専決することができる。
- (1) 所属員に対する宿泊を伴わない内国出張（市内出張及び本市近接地内の出張を除く。）を命ずること

第9条 所長は、水道法（以下この項及び次項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを生活環境担当部長に専決させることができる。

- (1) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項又は第24条の3第2項の規定による届出を受け付けること
- (2) 法第36条第1項の規定による指示をすること
- (3) 法第39条第2項の規定により報告を求め、又は職員に水道の工事現場等に立ち入り、検査させること

2 所長は、法の規定に基づく事務で次に掲げるものを生活衛生監視事務所長に専決させることができる。

- (1) 法第36条第3項の規定による指示をすること
- (2) 法第39条第3項の規定により報告を求め、又は職員に簡易専用水道の用に供する施設のある場所等に立ち入り、検査させること

3 所長は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを生活環境担当部長に専決させることができる。

- (1) 法第11条第1項の規定により報告を求め、又は職員に特定建築物に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること
- (2) 法第13条第2項の規定により必要な説明又は資料の提出を求めること

4 所長は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条第1項の規定により報告を求め、又は家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、検査させ、関係者に質問させ、若しくは当該家庭用品を収去させる事務を生活環境担当部長に専決させることができる。

- 5 所長は、食品表示法第8条第1項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事務所等に立ち入り、検査させ、関係者に質問させ、若しくは食品若しくはその原材料を収去させる事務を生活衛生監視事務所長に専決させることができる。
- 6 所長は、住宅宿泊事業法（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを生活環境担当部長に専決させることができる。
 - (1) 法第17条第1項の規定により住宅宿泊事業者の業務（法第6条及び第14条の規定による業務を除く。）に関し報告を求め、又は職員に届出住宅等に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること
 - (2) 法第45条第2項の規定により住宅宿泊管理業者の業務（法第36条において準用する法第6条の規定による業務を除く。）に関し報告を求め、又は職員に営業所等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること
- 7 所長は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを生活衛生監視事務所長に専決させることができる。
 - (1) 法第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること
 - (2) 法第17条第4項の規定により適合施設が認定要件に適合していることを確認すること
 - (3) 法第38条第2項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させること
- 8 所長は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第89号）による改正前の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（次項において「旧条例」という。）第25条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に営業施設等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させる事務を生活衛生監視事務所長に専決させることができる。
- 9 生活衛生監視事務所長は、旧条例の規定に基づく事務で次に掲げるものを専決することができる。
 - (1) 旧条例第6条、第10条第2項又は第11条の規定による届出を受け付けること
 - (2) 旧条例第8条の規定による許可証の書換えを行うこと
 - (3) 旧条例第9条第1項の規定による許可証を再交付すること
 - (4) 旧条例第9条第2項又は第22条第2項の規定により許可証を受納すること
- 10 所長は、大阪府遊泳場条例第17条第1項の規定により報告を求め、又は職員に遊泳場に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させる事務を生活衛生監視事務所長に専決させることができる。

第10条 所長は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものを保健福祉センター所長に専決させることができる。

- (1) 法第22条第2項の規定により診察及び保護の申請を受け付けること
- (2) 法第23条の規定により警察官の通報を受け付けること
- (3) 法第26条の2、第29条の5、第33条第7項、第33条の2又は第33条の7第5項の規定により届出を受け付けること
- (4) 法第38条の2第1項の規定により定期の報告を受け付けること

第11条 前3条の規定により専決することができることとされた事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁（承認を含む。以下同じ。）を受けなければならない。

（保健福祉センター所長等による補助執行）

第12条 所長は、その所管事務のうち次に掲げる法令又は条例に基づく事務の全部又は一部を、保健福祉センター所長その他の保健福祉センターの事務を担当する職員に補助執行させることができる。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- (2) 児童福祉法
- (3) 食品衛生法
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律
- (5) 温泉法
- (6) 興行場法
- (7) 旅館業法
- (8) 公衆浴場法
- (9) 化製場等に関する法律
- (10) 理容師法
- (11) 医療法
- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- (13) クリーニング業法
- (14) 狂犬病予防法

- (15) 歯科技工士法
- (16) 美容師法
- (17) 水道法
- (18) 母子保健法
- (19) 柔道整復師法
- (20) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (21) 公害健康被害の補償等に関する法律
- (22) 浄化槽法
- (23) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- (24) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (25) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (26) 食品表示法
- (27) 国家戦略特別区域法
- (28) 難病の患者に対する医療等に関する法律
- (29) 住宅宿泊事業法
- (30) 人口動態調査令
- (31) 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第89号）による改正前の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例
- (32) 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例
- (33) 大阪府遊泳場条例

（施行の細目）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則（令和4年4月8日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

施設整備担当課長

難病対策担当課長

公害健康被害補償担当課長

感染症対策調整担当課長

感染症対策支援担当課長

感染症対策推進担当課長

旅館業担当課長

別表第2（第5条関係）

母子保健担当医務主幹

医療安全担当医務主幹

感染症担当医務主幹

感染症対策支援担当医務主幹